

投資信託を
始めたい方
必見!



©ブルくん

2024年から /

NISA制度が 変わりました



©ベアちゃん

NISA（ニーサ：少額投資非課税制度）とは、国民の資産形成を応援する国の税制優遇制度です。通常の証券総合口座の投資では20.315%の税金（復興特別所得税を加味）がかかるのに対し、NISA口座での投資ではそれらの利益に税金がかかりません。投資をするなら、ぜひ利用したい仕組みです。

旧制度

比較項目	つみたてNISA	一般NISA
口座開設期間	2023年まで	
両制度の併用	どちらか一方	
年間投資上限枠	40万円	120万円
非課税保有期間	20年	5年
生涯投資上限枠	800万円	600万円
対象年齢	18歳以上	
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等

新制度 2024年1月～

比較項目	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設期間	恒久化	
両制度の併用	併用可	
年間投資上限枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	
生涯投資上限枠	買付残高 1,800万円	
		買付残高 1,200万円 (成長投資枠のみ利用の場合)
対象年齢	18歳以上	
対象商品	旧制度のつみたてNISA 対象商品と同様	上場株式・投資信託等 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年 未満、高レバレッジ型および毎月分配型 の投資信託等を除外

POINT

1

POINT

2

POINT

3



変更の
ポイントを
解説!



主な変更のポイント

POINT
1

非課税期間が無期限化

これまで、つみたてNISAが20年、一般NISAが5年と非課税期間が限られていましたが、**新NISAでは無期限**となりました。加えて**制度の使える期間が恒久化**されたため、いつでも始めることができ、ロールオーバーの手続きも不要です。旧制度よりもさらに長期・積立投資による継続的な資産形成が可能となりました。

旧NISA	つみたてNISA	最長20年
	一般NISA	最長5年

新NISA	つみたて投資枠	無期限
	成長投資枠	

IBNISAから
新NISAでの金融機関の
変更も一定の手続きのもと
年単位で変更可能!



POINT
2

年間投資 上限額が増加

新NISAでは**つみたて投資枠（年間120万円）と成長投資枠（年間240万円）が併用可能**となり、合わせて年間360万円まで投資することができます。

IBNISAより
選択肢が広がる
みたいね



どちらか一方		
旧NISA	つみたてNISA	年間40万円
	一般NISA	年間120万円

併用可		
新NISA	つみたて投資枠	年間120万円
	成長投資枠	年間240万円

POINT
3

生涯非課税 限度額が拡大

新NISAでは、新たに買付金額ベースで**最大1,800万円（成長投資枠のみは最大1,200万円）の生涯非課税限度額が設定**され、売却した場合は買付金額分の枠が翌年復活します。つみたて投資枠だけで生涯投資上限枠（1,800万円）を使いきることも、成長投資枠（1,200万円）だけを利用することも可能です。

旧NISA	つみたてNISA	最大800万円
	一般NISA	最大600万円

新NISA	つみたて投資枠	最大1,800万円 (成長投資枠のみは 最大1,200万円)
	成長投資枠	